

NPO法人設立の方法①

-NPO法人の基礎知識①-



1. NPO法人の定義

①NPOとNPO法人の違い

- NPO(Non-Profit Organization)=非営利組織（社団法人・町内会・自治会等も含む）
- NPO法人=NPOの中でも「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づき「認証を受けて法人になった団体」

②NPO法人で有償行為は許されるのか？

- 非営利活動≠無償（有償行為は当然に認められる）



2. 特定非営利活動とは？(1つの主活動記載が好ましい)

①NPO法で掲げられる以下の20の活動内容に該当 & 不特定多数人々の為活動を行うことを目的とする

- ①保健・医療又は福祉の増進活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域振興を図る活動
- ⑥学術・文化・芸術又はスポーツ振興を図る活動
- ⑦環境保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力活動
- ⑫男女共同参画社会の形成促進を図る活動
- ⑬子供の健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会拡充を支援する活動
- ⑱消費者保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言・援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として、都道府県又は指定都市条例で定める活動

3. 非営利の意味

①非営利でも収益を上げて良い！

- 事業収益を上げる→諸経費を差引く→人件費を差引く→利益が残ったら次の活動資金に充てる
 - 利益を上げてそれを分配することを目的としては駄目ということ
-

②NPO法人は物品販売は許されるのか？

- 物品販売ももちろん構わないが…
- 上述の通り、余った利益を分配せずに→目的実現の為の活動資金に充足すれば良い
- 収益が増えれば活動資金が増える→活動資金が増えればより大胆に積極的な活動を行うことが出来る
- 法人であることを忘れない→関与する人たちが豊かになってしゃかいにも貢献できる→今後のNPOの形



4. どのようなNPO法人を設立するのか？

①NPO法人のタイプは以下の4種類に分かれる

①ボランティア型 ②収益型 ③広報窓口型 ④本業発展型

●上記どのタイプに当たるのかを最初に考える→「事業計画書」「活動予算書」策定が明確になる

②-1. ボランティア型（ボランティア団体のNPO法人化が該当）

●上記タイプ法人活動例（被災地復興支援・動物保護活動・開発途上国支援・文化遺産保護等）

②-2. 収益型（株式会社同様、事業収益を上げていくケースが該当）

●近年、積極的に行われている「社会起業家」の設立モデルの一体系→社会に貢献するビジネスモデルを目指す

●上記タイプ法人活動例（学童保育・介護施設・託児所・障害者福祉関連事業所等）

②-3. 広報窓口型（他にビジネスを保有→その「広報・集客窓口」としてNPO法人を活用するケースが該当）

●株式会社が収益を上げる部分は会社に一任→その広報・普及活動をNPO法人として行う様なタイプ

●上記タイプ法人活動例（建物維持管理やリフォームの知識普及・債務超過救済・防災意識高めるセミナー等）

②-4. 本業発展型（中小企業等が本業と通して社会貢献を行うケースが該当）

●自社の蓄えたノウハウとして社会貢献として活かすケース→新しい自社のブランディング化の手法

●上記タイプ法人活動例（環境整備関連事業法人が、その資材を活用して全国環境整備を行うNPO法人化等）